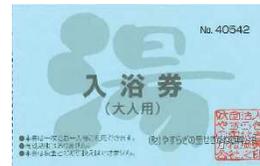


旧回数券の期限についてのご案内

- ※ 旧指定管理者の回数券は令和3年3月31日をもってご利用できなくなります。
- ※ 使い切れない方は前もってフロントへお越しく下さい。新しい回数券と交換いたします。4月1日以降は交換できませんのでご注意ください。
- ※ 旧指定管理者の優待券や無料券は令和3年3月31日までとなり、交換できませんのでご注意ください。
- ※ 新回数券の有効期限は発行日から2年間です。



期限付き
回数券等の例

